

北中学校生徒心得 【令和8年度 北中生徒指導委員会/生活専門委員・生徒会執行部】

一人ひとりが楽しい学校生活を送ることができるようにと集団生活の中には「ルール」があります。このことをよく理解し、日頃の学校生活でしっかり守り、かつ行動や反省の目安とします。

「生徒心得」は、みんなが楽しく、安心・安全に学校生活を送るためのものです。

1 登下校について

(1) 登校は 8:00 までの早登校を心掛ける。

(2) 放課後の過ごし方について

放課後の活動は、教師・顧問の管理・責任のもと行い、下記の完全下校完了時間を守る。

ア 2 月～10 月(夏季) 18:30 活動終了 19:00 完全下校完了

イ 11 月～ 1 月(冬季) 18:00 活動終了 18:30 完全下校完了

(3) 登下校の際は、交通ルールを守るようにする。

① 歩行の際は道路右側の歩道、自転車の際は道路の左端を走行する。

② 信号無視や自転車での危険運転や行為、二人乗りは絶対にしない。

③ 校内での自転車乗車は安全面を考慮し禁止とする。

(4) 登下校の際、コンビニやスーパー等に立ち寄りたり、買い食いはしない。

2 校内生活の心がけ

(1) 休み時間・昼休み休憩時間

① 10 分間の休み時間には、次の授業の準備をする。トイレ内、トイレ付近でタムロしない。

② 昼休み休憩時間は、トランプ・UNO・将棋・囲碁、**オセロ**は認めるが、図書室では禁止とする。

③ 教室移動の際、教室の戸締まり、消灯を行う。

④ 校舎内では、安全に気をつけ時間に余裕を持って移動する。

⑤ 校舎内では、大声を上げたり、騒いだりしない。

⑥ タブレット PC 使用は目的を明確にし、担当教諭、担任の許可を得る。

※ 使用する最初の授業で保管庫から取り出し、袋で保管する。移動は袋に入れて行う。

(2) 所持品

① 所持品には、名前を記入し、紛失したときは先生に連絡する。

② 学習に必要なものは、一切持参しない。

(携帯小説、漫画、お菓子、ガム、飲み物(水筒は可)、ボール等は禁止とする)

※ **原則、水筒はロッカーに入れて管理する。学習の妨げになるため、机の上・横には置かない。**

③ 携帯電話・スマートフォンは、校内持ち込み原則禁止。(土日、祝祭日も同じ)

~~④ カラーコンタクト、色つきリップ等の化粧用品は全て禁止とする。~~

(3) 清掃(美化専門委員による清掃時間の音楽放送中は活動)

① 清掃時間は、教室や分担区の清掃を真面目に行う。

② 清掃用具(ほうき・ちりとり等)は大切に使用する。

~~③ 全員で協力し合って行う。~~

④ 清掃は終了時刻まで行い担当の先生に終了の報告を必ず行う。

(4) その他

① 登校後は、無断で校舎敷地外にでない。忘れ物があるときは保護者に連絡し校舎敷地内に持ってきてもらう。休み時間やお昼休みに自宅に戻ることは原則認めない。

② 公共物(校舎、机、椅子、ガラス等)は大切に使う。破損の場合は、先生に連絡する。

③ 放課後や休日に校内でタムロしない。

3 礼儀・言葉遣い

(1) 学校へのお客様・先生、友達同士であっても明るく丁寧なあいさつを心掛ける。

(2) 他人に迷惑をかけたときは「ごめんなさい」「すみません」と素直な態度で詫言を入れる。

(3) 丁寧な言葉遣いで、乱暴な言葉や他人を傷つけるような言葉は使わない。

4 校外生活

(1) 外出の際は、行き先・誰と・帰宅時間について保護者と連携を取る。

(2) 外泊は原則禁止とする。双方の保護者了承がある場合は、保護者責任とする。(深夜徘徊や飲酒、喫煙のトラブルの原因となった場合も保護者責任とする。青少年保護条例で未成年は、午後 10 時～翌午前 4 時の外出は禁止)

(3) 計画的な家庭学習を継続して行う。

(4) 習い事・塾等からは、寄り道をせず、早めに帰宅する。

(5) SNS 使用については人権侵害などのトラブルにならないよう、保護者と本人の責任のもと使用する。場合によっては、警察に通報する。

5 髪の長さや髪型について

~~——さわやかかつ清潔感がある髪型とする。そり込みやパーマ(※ただし縮毛矯正のためのパーマに限り認める)脱色や染髪は禁止とする。長い場合は学習の妨げにならないよう束ねるようにしよう。~~

6 眉について

~~(1) 校外学習や体験学習、入学体験等、学びや進路に影響がないようにする。~~

~~——※ 影響があるとは、各種部活動大会独自の規定や体験先の規定がある場合、威圧感や恐怖感を与えてしまう場合のことをさす。~~

~~(2) メイクは原則認めない。~~

5 髪型や眉など

一人ひとりが TPO(時・場所・場合)を考え、判断し、その場にふさわしい身なりを自ら選択し、整えるものとする。集団生活のため、他者への影響が大きい、そり込みやパーマ、脱色や染髪、メイク(カラーコンタクト含む)等は禁止とする。

※ただし、個々の事情や悩み(くせ毛、毛髪の悩み等)に応じた整髪は、この限りではない。先生に相談する。

7 はきものについて

靴は学校生活に支障がなく、活動や運動に適したものとする。

8 カバンについて

教科書や必要な物が入る大きさと耐久性のあるリュック、スポーツバックを推奨する。

9 自転車通学

(1) 自転車通学は、学校長に自転車通学許可願いを提出し、認められた場合のみ自転車通学許可証(ステッカー)が発行され後輪カバーなど自動車から確認できる(見える)位置に貼り通学する。(防犯登録をすることを推奨する)

(2) 自転車乗車の際には自転車用ヘルメット着用を努力義務とする。

(3) 自転車は、指定の場所に駐輪し、必ず鍵をかける。

10 諸 届

- (1) 欠席は、保護者が連絡アプリ（テトル）又は、学校へ電話連絡とする。
- (2) 早退は、担任か養護教諭が保護者に連絡を取り、引き渡しとする。
- (3) 体調が優れず、保健室で休息・休養する場合は、養護教諭の判断とし、学級担任及び教科担任に連絡をする。（生徒自身の判断で保健室にて休息・休養することは認めない）

※ 生徒心得について、本人にとって不都合が生じるような場合は、
例外として学校長判断のもと条件付きで認めることがある。
（学校長との面談、別紙の配慮願い書提出が必要となる。）

